

心のケアをめざす教育相談（さわらび相談室）について

君津市教育センター

<さわらび相談室について>

児童・生徒の不登校や情緒障害等の精神科的課題を解決するために、専門医によるカウンセリング「さわらび相談室」を開設しています。相談対象は市内公立小・中学校に在籍する児童・生徒及びその保護者、関係教職員に限定しています。

「さわらび相談室」では、本人・保護者・関係教職員・専門医の4者による相談を原則としますが、状況により「本人不在」あるいは「教職員のみ」の相談を受け付ける場合もあります。

<専門医（精神科医）による相談活動の特徴>

- ・精神的・心理的な問題を抱える児童・生徒の指導に関して、適切なアドバイスを受けることができます。
- ・直接、専門医が相談にあたるため、医療行為が必要な場合は、そのまま通院等の措置に移行できます。
- ・病院外での相談のため、精神科の診断に対する抵抗感を和らげることができます。
- ・児童・生徒や保護者と共に教職員が相談に加わることにより、学校での対応等についてのアドバイスを受けることができます。

<さわらび相談室の実施について>

- ・相談日時 年間15回程度、1日2～3件程度まで受け入れは可能です。開設時間は午後（14：00～17：00）です。
- ・相談場所 市役所5階教育相談室（控え室：4階君津市教育センター）
- ・申込方法 毎月の開催通知を各学校に送付した後、学校を通じた予約受付になります。詳細については教育センター（56-1647）あるいは各小・中学校に問い合わせ下さい。